

令和8年度ライフデザイン支援事業(イベント)委託業務 仕様書

1 業務の概要

- (1) 大学生・若手社員向けのイベント、アンケート等の実施
- (2) 高校生向けのイベント、アンケートの実施
- (3) (1)・(2)のイベントの撮影、動画編集、SNS 配信用アカウントの作成・運用

2 業務の内容

- (1) 大学生・若手社員向けのイベント、アンケート等の実施

項目	回数等 (定員)	内容
大型トークイベント	1回 (500人)	<ul style="list-style-type: none"> ・有名人と専門家によるトークイベント(講演・パネルディスカッション)を実施すること。 ・ライフデザインの重要性を説き、プラン作成セミナー(集合型)へ誘導する内容とすること。 ・終了時にアンケートを実施し、満足度や意識の変化について効果測定すること。 ・アンケートの内容は受託者が作成すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>例)昭和～令和のライフスタイルの違いを各年代を代表するゲストとともに振り返り、若いうちにライフプランを作成することの重要性をアピール(最後にプラン作成セミナーを告知)する。</p> </div>
プラン作成セミナー	集合型 3回 (各100人)	<ul style="list-style-type: none"> ・集合型のセミナー(基礎講座＋ワークショップ)を実施すること。 ・それぞれ異なるテーマを設定し、専門の講師を招致すること。 ・ワークショップは、参加者がライフプランを作成する内容を含むこと。 ・申込時と終了時にアンケートを実施し、満足度や意識の変化について効果測定すること。 ・数ヶ月後にフォローアンケートを実施し、追跡調査すること(1回以上)。 ・アンケートの内容は受託者が作成すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>例)「自分自身が描いたライフプランを高知県で実現する場合、どれくらいお金が必要になるのか」など、数字を通してライフプランを現実のものとして捉えるマネープラン・ワークショップを実施(異なるテーマで全3回実施)</p> </div>
	オンデマンド型 事業所・大学ゼミなど 50箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンド研修用動画コンテンツを企画・制作すること。 ・コンテンツはテーマ別に複数制作し、事業所や大学が選択できる状態とすること。 ・各事業所・大学ゼミなどへの説明・提案・実施調整等の営業活動を行うこと。

		<p>・各事業所・大学ゼミ等によるコンテンツの利用は、以下を条件とする。</p> <p>①研修を集合型で行い、ワークショップの時間を設けること。</p> <p>②終了時にアンケートを実施すること。</p> <p>なお、アンケートの内容は受託者が作成すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>例)①キャリアとライフデザイン ②結婚・子育てと仕事の両立 ③家計・ライフプランの考え方 ④男性育休・多様な生き方 等の動画コンテンツを youtube に限定公開でアップし、希望のリンク URL を企業に提供(年度終了と同時に非公開に設定)する。企業は自社の集合型研修で動画を流す(ワークショップのセッションでは企業の研修担当者に資料を配ってもらう)。</p> </div>
実施地域	高知県内	
実施期間	契約締結日～令和9年2月26日(募集期間を含む)	
実施日時	問わない。対象者が参加しやすいよう配慮すること。大型トークイベントについては秋頃の実施を第一とすること。	
対象者	高知県在住の大学生・若手社員(18～25歳を想定)	
会場	問わない(受託者側で要調整)	
参加費	無料	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催の準備、参加者の募集、当日の運営など、実施運営に関する全ての業務を行うこと。 ・講師や会場提供者(大学、企業等)との調整は受託者側で行うこと。 ・定員を達成するために必要な広報・調整等を行うこと(手段は問わない)。 ・会場内の撮影があることを、ゲストやファシリテーター、参加者に周知すること。 	

(2) 高校生向けのイベント、アンケート等の実施

項目	内容	
イベントの内容及び実施回数	3回×3校	<p>第1回:ライフデザイン講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師を招き、人生設計に必要な「知識」や「組み立て方」が学べるような講座を実施する。 <p>第2回:子育て世代や子育て応援企業等との交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロールモデルとなり得る現役の子育て世代や、子育て世代を支援する企業等を招き、仕事や子育てについて実態を知れるような交流会を実施する。 <p>第3回:ライフデザインに関する企画立案ワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1・2回のイベントで得た知識を活かし、学生自身が「ライフデザイン」に関する企画を立案する機会を設け、主体性を育むワークショップを実施する。
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・各回の基本構成(第1回:ライフデザイン講座、第2回:子育て世代等との交流会、第3回:ライフデザインに関する企画立案ワ

	<p>ークショップ)を前提としつつ、学校ごとのニーズに応じた内容の具体化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校側から具体的な希望が示された場合は、その実現可能性を検討したうえで、実施可能な企画案を作成し、県及び当該学校の承認を得て実施すること。 ・学校側から特段の希望が示されない場合に備え、受託者はあらかじめ複数のモデル企画を準備し、学校へ提案できる体制を整えること。 ・企画内容は、県中央部から東部地域の高等学校において無理なく実施可能な内容(講師手配、移動距離、実施環境等を含む。)とすること。
参加人数	1校あたり 20～30 人程度想定
実施校	県が指定する学校(3校)
実施期間	各校と調整のうえ決定
実施日時	各校と調整のうえ決定
対象者	県内高校生
会場	県が指定する学校
参加費	なし
アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回の開始時、第3回の終了時に実施し、満足度や意識の変化について効果測定すること。 ・アンケートの内容は受託者が作成すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の準備、講師の調整、当日の運営など、実施運営に関する全ての業務を行うこと。 ・イベントの様子を撮影することについて、ゲストやファシリテーター、参加者に周知すること。

(3) (1)・(2)のイベントの撮影、動画編集、SNS 配信用アカウントの作成・運用

- ・各イベントの様子を撮影し、30 秒～1分程度のショート動画を4本(大学生・若手社員向け2本、高校生向け2本)作成すること。
- ・作成する動画は、本事業の目的を参加者以外にも広く波及させる内容であること。また、TikTok、Instagram、Youtube 等の SNS にアップロードすることを想定したサイズ(縦型アスペクト比 9:16、解像度 1080px×1920px 等)であること。
- ・以下の①～③の SNS 配信用アカウントを新規に作成すること。

①TikTok

②Instagram

③X(旧 Twitter)

※アカウント作成の際は、県指定のメールアドレスを使用すること。

※アカウント名、ユーザーID、プロフィール文は、県と協議のうえ決定すること。

※動画の制作にあたり、第三者が所有する著作権その他の権利を使用する場合は、受託者側で必要な手続きを行うこと。

※アカウントの所有権は県に帰属するものとし、ログイン情報は県に引き渡すこと。

・投稿用コンテンツを企画・作成すること(投稿内容や頻度は県と協議のうえ決定)。

3 業務推進体制等

- (1) 企画、イベント内容に適した実施日時や期間を設定することとし、県の指定する期日までに、準備期間を含めた各イベントまでのスケジュールやスタッフ体制を記載した業務工程表を提出すること。また、危機管理体制、事故処理体制も併せて提出すること。
- (2) 再委託を行う場合は、各事業者名、役割について明記すること。なお、参画事業者の業務実績(類似した業務も含む)を明記すること。
- (3) イベントを安全に実施できるための施設、設備等の確保、さらに、必要な周辺環境等への配慮を行い、事故防止に万全を期すること。
- (4) 災害時、荒天時、けが人や病人が出た場合等の緊急時に対応する「運営マニュアル」を作成すること。
- (5) 万が一、法的なトラブル等が発生した場合、弁護士等に相談し、円満な解決を図ること。
- (6) 参加者に対してイベント保険に加入すること(ただし、会場側が参加者にイベント保険と同等の内容の保険をかける場合には、上乗せをする必要はない。)
- (7) 個人情報の取扱い等については、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。
- (8) 本業務に従事するすべての者は、「高知県情報セキュリティポリシー」を遵守すること。また、受託者は、本県の承諾を得ることなく、本業務に関して知り得た事項を受託作業に従事する者以外の第三者に漏らしてはならない。この義務は、契約終了後も存続するものとする。
本業務において作成した資料、または貸与されたデータ(電磁記録を含む)、貸与品、資料等の管理について、万全の措置を講ずること。
本県と機密保持契約を別途締結し遵守すること。なお、本仕様書に定めがないものについては、別途協議を行うこと。

4 実施計画書の提出

契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュール及び実施計画書を作成し、県の承認を得ること。

また、業務の実施にあたっては、県と協議のうえ実施すること。

5 業務報告

最終イベントが終了するまでの間、各イベントの開催案・実施結果について、県と打ち合わせを行うこと。

6 成果品の提出

(1) 実施報告書

- ア 上記「1 業務の概要」の(1)(2)の各イベントの概要が分かる一覧
- イ 各イベントの実施内容詳細
- ウ 各イベントで使用した資料(名簿、座席表、注意事項など)
- エ 各イベントの応募者数、参加者数、参加者の平均年齢
- オ 各イベントのアンケート集計結果
- カ SNS 配信結果(インプレッション数、再生回数、CTR、視聴者維持率、エンゲージメント数等)

(2) 上記(1)のデータが入ったCD-R

(3) 動画・写真データを収録した DVD-R

(4) SNS アカウント・ログイン情報

※この委託業務により作成した成果品の著作権及び使用权については、全て委託者に帰属するものとする。

7 納入期限等

(1) 納入期限

令和9年2月26日(金)

(2) 納入場所

高知県総合企画部 元気な未来創造課

(高知市丸ノ内1丁目2-20)

8 その他留意事項

(1) 本委託事業の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。委託決定事業者から提案のあった企画は、一部変更・調整して実施する場合がある。

また、仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。

(2) 受託者は、委託者と事業の実施体制及び進捗状況について綿密に調整することとし、円滑に業務を実施することとする。

(3) 成果物については、原則として委託者の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、委託者自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。

(4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。

(5) 受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、委託者に譲渡するものとする。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。

(6) 委託者が上記(5)で譲渡を受ける権利には、著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利も含むものとする。

(7) 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(8) 当該委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は当該委託業務以外の目的に使用してはならない。当該委託期間が終了し、又は当該委託契約が解除された後についても同様とする。

(9) 当該委託業務を通じて取得した個人情報については、委託者の保有する個人情報として高知県個人情報保護条例(平成13年高知県条例第2号)の適用を受ける。

(10) 受託者は、当該委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。

(11) 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。

(12) やむを得ず再委託する場合は、原則として県内事業者を選定すること。なお、県内事業者とは、県内に本店を有する事業者を指す。

(13) 本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。